

# 石川県公報

平成 25 年 4 月 19 日  
第 1 2 5 8 8 号 (金曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示			
○歳入の徴収事務の委託 (文化振興課)	1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	4
○歳入の徴収事務の委託 (少子化対策監室)	1	○土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	6
○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (同)	1	○土地改良区の役員就任公告 (同)	6
○歳入の徴収事務の委託 (国際交流課)	2	○土地改良区の定款変更認可公告 (同)	7
○平成25年度地籍調査事業計画の決定 (経営対策課)	2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	7
○歳入の徴収及び支出の事務の委託 (森林管理課)	2	○入札公告 (警察本部)	8
公 告		公安委員会	
○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	10

## 告 示

### 石川県告示第178号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。  
平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園・文化施設共通利用券(兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓、石川県立美術館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

### 石川県告示第179号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。  
平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
保育士登録に係る手数料の徴収事務	東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号	社会福祉法人日本保育協会	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

### 石川県告示第180号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成25年4月19日次のとおり指定した。

平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏 名
第1167号	金沢市本町2丁目3番20号	看 護 師	村 本 愛
第1168号	珠洲市宝立町宗玄23字1番地	〃	黒 崎 里 美
第1169号	羽咋郡志賀町大笹23の72番地	〃	中 川 さゆり
第1170号	鹿島郡中能登町良川ろ部21番地1	保 健 師	宮 下 香穂里

#### 石川県告示第181号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。  
平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県国際交流センターに係る使用料の徴収事務	金沢市本町1丁目5番3号	公益財団法人石川県国際交流協会	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

#### 石川県告示第182号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
志 賀 町	東増穂地区Ⅲ、東増穂地区Ⅳ及び東増穂地区Ⅴ	平成25年4月19日から平成26年3月31日まで
中 能 登 町	久江地区Ⅲ	〃

#### 石川県告示第183号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収及び支出の事務を委託した。

平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の徴収事務	金沢市東蚊爪町1丁目23番1	石川県森林組合連合会	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
石川県林業・木材産業改善資金貸付金の支出事務	〃	〃	〃

## 公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調達内容

## (1) 購入件名及び数量

- ア 除雪トラック(反転式アングリングプラウ及び路面整正装置付) 7トン級4×4 1台
- 除雪トラック(反転式アングリングプラウ付) 7トン級4×4 1台
- 除雪トラック(反転式ワンウェイプラウ付) 7トン級4×4 2台
- イ 凍結防止剤散布車 3トン級4×4 4台
- ウ ロータリ除雪車 1.5メートル級 1台

## (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

- (1)ア 平成26年1月31日
- (1)イ 平成25年12月27日
- (1)ウ 平成25年12月27日

## (4) 納入場所

別途指定する場所

## (5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成25年石川県告示第83号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成25年5月16日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。
- (2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

## (3) 入札書の受領期限

平成25年5月30日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

## (4) 開札の日時及び場所

1(1)ア 平成25年5月30日(木)午後1時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)イ 平成25年5月30日(木)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)ウ 平成25年5月30日(木)午後2時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (6) 手続における交渉の有無

無

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased

① 1 Snow Removal Truck (Trip Edge Reversible Plow, Underbody Scraper) (Operating Weight ; 7t class, 4×4 drive)

1 Snow Removal Truck (Trip Edge Reversible Plow) (Operating Weight ; 7t class, 4×4 drive)

2 Snow Removal Trucks (Trip Edge One-way Plow) (Operating Weight ; 7t class, 4×4 drive)

② 4 Material Spreader (Operating Weight ; 3t class, 4×4 drive)

③ 1 Rotary snow plow (Plow length 1.5 meters class)

## (2) Delivery date

(1)① By 31 January 2014

(1)② By 27 December 2013

(1)③ By 27 December 2013

## (3) Delivery place

To be specified later

## (4) Time limit of tender

11 : 00 a.m. 30 May 2013

## (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL (076) 225-1262

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゲンキー山代北口店  
加賀市山代温泉参五5番3ほか6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一  
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一  
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年12月12日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,881平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 78台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 30台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
位置 縦覧による。  
面積 40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
位置 縦覧による。  
容量 10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口の数 4箇所  
位置 縦覧による。
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後8時まで
- 7 届出年月日  
平成25年4月11日
- 8 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市地域振興部商工振興課
- 9 届出等の縦覧期間

平成25年4月19日から同年8月19日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年8月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北潟沿岸土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	宮野英喜	金沢市才田町乙4番地	平成24年7月25日

中村高畠用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	田井眞一	金沢市神田1丁目9番17号	平成25年3月26日

二塚土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	荒木和義	金沢市佐奇森町ホ162番地	平成25年3月31日

大場土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	市原俊廣	金沢市大場町東301番地	平成25年3月31日
〃	室橋康蔵	〃 大場町東84番地	〃
〃	竹野茂雄	〃 大場町東111番地	〃
〃	中村眞勇	〃 八田町東206番地	〃
〃	染谷久	〃 大場町東281番地	〃
〃	塩嶋猛	〃 大場町東56番地	〃
〃	九野外志明	〃 大場町東41番地	〃
〃	羽柴邦美	〃 大場町東177番地	〃
監事	大西新司	〃 大場町東16番地	〃
〃	古川裕希	〃 大場町東789番地2	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 河北潟沿岸土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	松 前 要	金沢市才田町は34番地1	平成25年3月9日

## 川北町土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	披 岸 一 範	能美郡川北町字山田先出礼315番地	平成25年3月21日

## 中村高畠用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	土 田 修 一	金沢市神田1丁目17番25号	平成25年3月27日

## 二塚土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	酒 井 政 信	金沢市佐奇森町ホ121番地	平成25年4月1日

## 大場土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	市 原 俊 廣	金沢市大場町東301番地	平成25年4月1日
〃	大 西 新 司	〃 大場町東16番地	〃
〃	羽 柴 邦 美	〃 大場町東177番地	〃
〃	中 村 眞 勇	〃 八田町東206番地	〃
〃	染 谷 久	〃 大場町東281番地	〃
〃	塩 嶋 猛	〃 大場町東56番地	〃
〃	西 川 正 彦	〃 大場町東439番地3	〃
〃	鮒 岡 裕	〃 大場町東284番地	〃
監事	古 川 裕 希	〃 大場町東789番地2	〃
〃	竹 野 茂 雄	〃 大場町東111番地	〃

## 土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
加賀市土地改良区	平成25年4月15日

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、七尾市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲



都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
七 尾 都 市 計 画 用 途 地 域	石川県土木部都市計画課及び七尾市建設部都市建築課

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調達内容

- 借上件名及び数量  
警備図面作成システム 借上げ 一式
- 調達件名の特質等  
仕様書等による。
- 借上期間  
平成25年6月1日から同年10月31日まで
- 設置場所  
石川県警察本部が別途指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表者する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に係る書類等を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

## ア 提出期間

平成25年4月19日（金）から同月24日（水）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

## イ 提出時間

午前9時から午後5時まで



## ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎4階 会計課

## エ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）により提出すること。

## (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成25年4月25日（木）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

## 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

## (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎4階 会計課  
電話番号 076-225-0110（内線2213）

## (2) 交付期間

平成25年4月19日（金）から同月24日（水）まで（県の休日を除く。）

## (3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ

## (2) 入札書の受領期限

平成25年4月26日（金）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

平成25年4月26日（金）午後1時30分

## イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎2階 入札室

## 6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

## 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第43号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月19日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表94の項を次のように改める。

94	藤木町交差点	白山市藤木町290番地9先 主要地方道金沢小松線と主要地方道金沢小松線との交差点	S 55. 9. 25
----	--------	---	-------------

別表第2（一方通行の指定）七尾警察署管内の表に次のように加える。

11	国道470号（七尾城山ICオンランプ）	七尾市矢田町壱五号脇ノ谷3番地先から 七尾市矢田町六号小杉5番地1先まで	約340 メートル	終日	自動車	七尾城山IC方向から大泊ICに至る方向
12	国道470号（七尾城山ICオフランプ）	七尾市矢田町申38番地先から 七尾市矢田町壱五号脇ノ谷12番地先まで	約370 メートル	終日	自動車	大泊IC方向から七尾城山ICに至る方向
13	国道470号（大泊ICオフランプ）	七尾市東浜町コ33番地先から 七尾市大泊町マ1番地先まで	約289 メートル	終日	自動車	七尾城山IC方向から大泊ICに至る方向
14	国道470号（大泊ICオンランプ）	七尾市大泊町マ1番地先から 七尾市東浜町コ9番地先まで	約160 メートル	終日	自動車	大泊IC方向から七尾城山ICに至る方向
47	市道和倉78号線	七尾市和倉町ナ部20番地4先から 七尾市和倉町ナ部15番地先まで	約100 メートル	終日	自動車及び原動機付自転車	和倉町（東町）方向から和倉町（泉町）に至る方向

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表に次のように加える。

444	主要地方道小松鶴来線	小松市土居原町336番地先	竜助町方向から白山町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
445	主要地方道小松鶴来線	小松市東町34番地1先	竜助町方向から西町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
446	主要地方道小松鶴来線	小松市八日市町35番地10先	竜助町方向から飴屋町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第4（指定方向外進行禁止）七尾警察署管内の表に次のように加える。

17	国道470号（七尾城山ICオンランプ）	七尾市矢田町六号小杉5番地1先	オンランプから本線七尾市街地方向への右折	自動車	終日
18	国道470号（七尾城山本線）	七尾市矢田町六号小杉16番地先	本線七尾市街地方向からオンランプへの左折	自動車	終日
19	国道470号（大泊ICオンランプ）	七尾市東浜町コ28番地先	オンランプから本線富山県方向への右折	自動車	終日

20	国道470号（大泊本線）	七尾市東浜町コ28番地先	本線富山県方向からオンランプへの左折	自動車	終日
198	市道和尚78号線	七尾市和尚町ナ部38番地先	西方から南方への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
199	市道和尚78号線	七尾市和尚町ナ部19番地先	北方から南方への直進	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第4（指定方向外進行禁止）輪島警察署管内の表に次のように加える。

62	市道	輪島市堀町4字70番地1先	小伊勢町方向から南交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
----	----	---------------	--------------------	--------------	----

別表第7（歩行者用道路）金沢東警察署管内の表38の項を次のように改める。

38	市道小坂52号小坂町南線1号	金沢市小坂町中106番地先から 金沢市小坂町中165番地2先まで	約120メートル	7:00から9:00まで（日曜日、休日を除く。）	自動車及び原動機付自転車
----	----------------	-------------------------------------	----------	--------------------------	--------------

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）七尾警察署管内の表に次のように加える。

2	国道470号（本線）	七尾市矢田町六号小杉5番地1先から 七尾市東浜町コ33番地先まで		終日	約8,407メートル
---	------------	-------------------------------------	--	----	------------

別表第10（普通自転車歩道通行可）寺井警察署管内の表に次のように加える。

49	県道鶴来水島美川線	能美郡川北町字三反田北24番地先から 能美郡川北町字山田先出10番地1先まで		終日	約1,400メートル
----	-----------	---	--	----	------------

別表第10（普通自転車歩道通行可）2以上の警察署管内にまたがる表に次のように加える。

58	県道鶴来水島美川線	能美郡川北町字土室ほ1番地1先から 白山市山島台2丁目8番地先まで		終日	約1,840メートル
59	県道鶴来水島美川線	白山市山島台2丁目129番地1先から 能美郡川北町字三反田北10番地1先まで		終日	約320メートル

別表第10の2（普通自転車の歩道通行部分）2以上の警察署管内にまたがる表1の項を次のように改める。

1	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市広岡2丁目12番27号先（広岡交差点）から 金沢市西念4丁目25番8号先（西念交差点）まで		普通自転車	約1,925（金沢東署約700、金沢西署約1,225）メートル
---	-------------	---	--	-------	---------------------------------

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表99の項を次のように改める。

99	市道大領中今江線	小松市向本折町イ1番地先から 小松市今江町2丁目612番地先まで	約1,000メートル	毎時30キロメートル	終日	車両（けん引③を除く。）
----	----------	-------------------------------------	------------	------------	----	--------------

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表253の項を次のように改める。

253	市道横江北部線、市道疋田御経塚線	白山市横江町980番地先から 野々市市御経塚1丁目549番地先まで	約760メートル	毎時50キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）
-----	------------------	--------------------------------------	----------	------------	----	-------------------------

別表第11（最高速度の指定）七尾警察署管内の表に次のように加える。

20	市道矢田郷405号(七尾城山IC取付道路)	七尾市矢田町貳五号雉子曾1番地1先から 七尾市矢田町壱五号脇ノ谷3番地先まで	約552 メートル	毎時30キロ メートル	終日	自動車
21	国道470号(七尾城山ICオンランプ)	七尾市矢田町壱五号脇ノ谷3番地先から 七尾市矢田町六号小杉5番地1先まで	約340 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自動車
22	国道470号(七尾城山ICオフランプ)	七尾市矢田町申38番地先から 七尾市矢田町壱五号脇ノ谷2番地1先まで	約310 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自動車
23	国道470号(オフランプ)	七尾市矢田町壱五号脇ノ谷2番地1先から 七尾市矢田町壱五号脇ノ谷12番地先まで	約60 メートル	毎時30キロ メートル	終日	自動車
24	国道470号(本線)	七尾市矢田町六号小杉5番地1先から 七尾市東浜町コ33番地先まで	約8,407 メートル	毎時70キロ メートル	終日	自動車
25	国道470号(大泊ICオフランプ)	七尾市東浜町コ33番地先から 七尾市大泊町崎谷168番地先まで	約990 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自動車
26	国道470号(大泊ICオンランプ)	七尾市大泊町マ1番地先から 七尾市東浜町コ9番地先まで	約160 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自動車
187	市道和倉79号線	七尾市和倉町九部31番地2先から 七尾市和倉町ラ部8番地2先まで	約750 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)

別表第20(停止禁止部分の指定) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

33	市道1級幹線33号有松四十万線	金沢市三馬3丁目320番地先向側 (道路標示により表示する部分)			終日	車両(ただし、バスを除く。)
----	-----------------	-------------------------------------	--	--	----	----------------

別表第2(一方通行の指定) 小松警察署管内の表12の項を次のように改める。

12		削	除
----	--	---	---

別表第4(指定方向外進行禁止) 小松警察署管内の表263、264、265、266、267の項を次のように改める。

263		削	除
264		削	除
265		削	除
266		削	除
267		削	除

別表第9(追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 白山警察署管内の表1の項を次のように改める。

1		削	除
---	--	---	---

別表第18(駐車禁止) 金沢東警察署管内の表237の項を次のように改める。

237		削	除
-----	--	---	---

別表第18 (駐車禁止) 小松警察署管内の表 6 の項を次のように改める。

6	削	除
---	---	---

別表第18の 2 (駐車可の指定) 金沢東警察署管内の表10の項を次のように改める。

10	削	除
----	---	---

